

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年1月25日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

処分庁は、本件処分を行う以前に請求人の財産調査をしており、請求人の支払能力のなさを把握している。難病患者で、抗がん剤副作用等で体調が常に悪く抵抗力がない上、障害年金と障害手当以外収入のない請求人に対し、平成25年返還処分にに基づく返還金額の一部100,228円を払った翌月に、本件処分により同額の請求をするのは、虐待である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項によ

り、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年9月4日	諮問
平成30年10月19日	審議（第26回第3部会）
平成30年11月16日	審議（第27回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性についての法の定め

ア 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

イ 同条2項によれば、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとするとしている。

ウ 同条3項によれば、前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとされている。

(2) 届出の義務についての法の定め

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長

にその旨を届け出なければならぬとされている。

(3) 費用返還義務についての法の定め

法 63 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

(4) 次官通知

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 8 「収入の認定」・ 3 ・ (2) ・ ア ・ (ア) 及び (イ) によれば、公の給費については、その実際の受給額を収入と認定するが、同収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合は、その実際必要額を認定することとされている。

(5) 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の 1 ・ (1) によれば、法 63 条に基づく費用返還の取扱いについて、「法 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされている。

課長通知では、同時に「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされ、①から⑥までの控除を認めることができる場合について例示（別紙参照）がなされている。

(6) 都通知

「難病医療費助成制度の申請から認定までの間の生活保護受給者に係る医療扶助の取扱いについて」（27福保保疾第1660号東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課長通知（生活福祉部保護課長宛て）。以下「都通知」という。）によれば、「都の難病医療費助成の有効期間内に、都が認定した疾病に関して、生活保護受給者に対し医療扶助で支払いがなされた場合、『生活保護法の他法優先の原則に基づき、既に医療扶助で支給された難病に係る医療費は、特定医療費で振り替える』という平成27年8月18日付けで追加された厚生労働省健康局疾病対策課のQAにより振替を認める。」とされている。

(7) 運用事例集

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）は、「法63条返還に係る免除の考え方」（問11-9）において、法63条を適用する場合については、大きく分けて3種類があるが、そのうち、「③介護保険の住宅改修費支給の際など、制度利用のためにその費用をいったん立て替えたものを返還させる場合の適用」…「に至っては、単なる立て替えであり、自立更生免除はないと言える。」とされている。

なお、都通知及び運用事例集の上記(6)及び(7)の取扱いは、法と他法に基づく扶助制度との併用がなされる場合における事務処理の方針を示したものである。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、平成27年7月、同年8月、同年10月及び同年12月に、本件医療について、請求人に対し、現物給付の方法により本件医療扶助を実施し、これに伴い、〇〇区から100,310円の費用が支弁されたこと、本件医療は、難病医療費助成制度の対象に該当するものであることから、東京都から難病医療法5条1項の規定による特定医療費として請求人に医療費が支給され

ることが予定されるものであり、現に平成27年12月2日、東京都知事により本件支給認定がなされ、かつ支給認定の有効期間が、平成27年7月9日から平成28年7月31日までと定められ、請求人が受けた本件医療がこの期間中のものであることから、その後平成29年11月17日付けで東京都から本件難病医療費の支給が決定した旨の通知があり、請求人に対して100,310円の支給がなされたこと、請求人は、本件難病医療費の支給申請に係る経費として通信費82円を要したことが、それぞれ認められる。

- (2) 法4条2項は、民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとしている（他法優先の原則）から（1・(1)・イ）、本件医療については、難病医療費助成制度による扶助（特定医療費の支給）の対象となるものである以上は、本件医療に要する費用は、難病医療費助成制度により、生活保護に優先して、賄われるべきものであることとなる。

ただし、法4条3項によれば、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとされているため（1・(1)・ウ）、一般的に、新規申請から支給認定がなされるまでの手続、さらに支給認定の際、支給認定の有効期間が遡及的に定められた場合において、指定難病の患者が過去に受けた特定医療に係る特定医療費が実際に支給されるまでの手続には、一定の期間を要するものであることから、保護の実施機関が、被保護者である指定難病の患者に対して、難病医療費助成制度による扶助を現に受けられるようになるまでの間において、一時的に医療扶助を実施することは、想定されているものである。そして、上記助成制度に基づき特定医療費の支給が決定された後は、他法優先の原則に沿うべく、これを速やかに振り替えるべきこととなるものである。

- (3) 請求人の場合についてみると、本件支給認定を経た上で最終的に本件難病医療費の支給についての通知を受けたのが、平成29年11月17日と、実際に本件医療を受けてから約2年を要していることからしても、処分庁が本件医療扶助を実施したことは、急迫の場合に必要な保護の実施として合理性がある措置といえるものである。その上で、本件難病医療費の支給が決定された後は、これを速やかに振り替えるべきであるから、本件医療扶助に要した費用は、本件難病医療費が請求人に対して支給された後は、実質的には請求人に対する保護費の過払いに相当するものとなるものである。
- (4) ただし、一般的に、事後的に保護変更処分を行うことにより、生活扶助費の額を遡及変更して過払い分を戻入する必要がある場合であっても、遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきであるとされている。そこで、医療扶助で支弁された医療費について難病医療費助成制度による特定医療費が支給される多くの場合のように、3か月の限度を超える期間における過払い分についての是正を行う場合には、既に実施された保護の法的効果について遡って変更を加えることを回避することとし、都通知（1・(6)）のとおり、都道府県から支給される特定医療費の支給額に相当する額を、法63条（1・(3)）の「資力」として認定し、同条の規定に基づいて保護の実施機関が保護に要した費用の返還額を決定した上で、被保護者にその返還を求める方法により、実質的に医療扶助に要した費用を振り替えるべきこととなる。
- (5) 本件処分は、医療扶助として請求人に現物支給した本件医療について、本件難病医療費の支給が決定されたことから、処分庁が、都通知に沿って、上記(4)に述べた方法により、請求人に対し、法63条の規定の適用により本件医療扶助に要した費用の返還を求めたものであると認められ、法令等の定めに基づいてなされたものと認められる。

なお、本件難病医療費は、本件支給認定において定められた支給認定の有効期間内に請求人が受けた本件医療につき、難病医療費助成制度に基づいて東京都が支給するものであるから、本件難病医療費を請求人が受給する権利は、本件医療を受けた時点において請求人の資力として発生しているものであり、ただし、本件支給認定に伴って発行される医療受給者証（難病医療法7条4項）の請求人への交付が、本件医療を受ける際に間に合わなかったこと等により、その時点での現実の利用ができなかったため、本件医療扶助がなされたものであると解せられる。したがって、本件の場合を、法63条にいう「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当すると解することに、何ら不合理はないものである。

また、処分庁が、支給された本件難病医療費から、通信費82円を控除した本件申告収入100,228円を資力と認定している点も、次官通知（1・(4)）に照らして適正な判断であるし、返還対象期間を、平成27年7月1日から同年12月31日までとしている点も、本件医療扶助に要する費用を支弁した期間と一致しているから、本件処分は、適法かつ妥当な処分であり、取り消すべき理由はないものと認められる。

3 請求人の主張（第3）について

- (1) 請求人は、本件申告収入を平成25年返還処分に基づく未返還金の一部の納付に充当したから、本件処分にに基づく返還金を支払う能力はないのであり、処分庁は、そのことを把握しているにもかかわらず、体調のすぐれない請求人に対して本件処分を行ったもので、これは請求人に対する虐待に当たると主張する。
- (2) しかしながら、請求人が本件申告収入を本件医療扶助に要した費用以外の保護費の返還に充当したとしても、そのことにより、本件医療が難病医療費助成制度の対象であり、難病医療費助成制度による扶助を受けられるべきものであるという性質が遡って変

わるものではないから、本件処分が行われた根拠となる法63条の規定における法律要件である「資力」の存在が否定されることにはならないし、また、本件難病医療費の支給により、当該資力が利用可能な状態となった事実も否定されるものではないから、請求人の主張をもって、同条を適用する要件が失われることには何らならないものである。

そして、課長通知（1・(5)）によれば、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされているから、本件においては、必要経費と認定した通信費を除いた本件難病医療費に係る収入の額、すなわち本件申告収入の額の範囲で保護に要した費用の全額についての返還を求めるべきこととなる。

なお、課長通知は、同時に「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」としているが、請求人が本件申告収入を平成25年返還処分に基づく未返還金の一部の納付に充当したことは、課長通知が例示する「当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる」いずれの場合（別紙参照）にも当てはまらない。また、本件処分については、本件医療についての難病医療費助成制度の利用のために、その費用を本件医療扶助によりいったん立て替えたものを、当該助成制度が現に適用された後に返還させる場合における法63条の規定の適用であるから、運用事例集（1・(7)）によれば、「単なる立て替えであり自立更生免除はないと言える」場合に当たることとなるものである。

(3) なお、本件申告収入については、本件難病医療費を基としているにもかかわらず、本件医療とは関連のない平成25年返還処分に基づく未返還金の一部の納付に充たしたいとの請求人の要望を、担当職員が受け入れて、納付書を交付しているという事実が

ある。

このことにつき、本件申告収入は、本来であれば、実質的に難病医療費の立て替え払いの性格を有している本件医療扶助に要した費用の返還に充当することが、制度の建前からして最も理解しやすいところではある。しかし、そうではあっても、請求人が既に〇〇区に対し負っているこれとは別の保護費の返還義務を優先して履行する意思を表明している場合、担当職員がこれを拒絶する理由はないものである。また、担当職員は、請求人に対し、その後予定される法63条の規定に基づく処分（本件処分）によって生じる新たな返還金についても、同区に納付を行う義務を免れるものではないことを説明しているのであるから、担当職員が納付書を交付したことは相当な措置であり、また、この措置が、その後処分庁が本件処分を行うことについて、何らの制約となるものではないものである。

(4) 以上のとおりであるから、請求人の主張を理由があるものとすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙（略）